

# 経 営 情 報

2020.7.30

No.423

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置及び令和2年度税制改正のポイント

本号では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に加え、令和2年度税制改正について、中小企業経営に関連する項目を中心にご紹介します。

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
2. 【創設】オープンイノベーション促進税制の創設
3. 【変更・拡充】連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)
4. 【創設】消費税の申告期限の延長の特例の創設
5. 【変更】その他の改正

### 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

#### (1) 中小企業経営強化税制及び固定資産税減免措置の拡充

テレワーク等のデジタル化投資を促進するため中小企業経営強化税制にC類型が追加されました。また、固定資産税について、①先端設備投資に係る減免措置の適用対象に事業用家屋と構築物が追加され、適用期限も令和5年3月31日まで2年間延長されたほか、②売上の減少幅に応じた減免措置が創設されました。

	経営強化税制(即時償却・税額控除)			固定資産税の減免(ゼロ又は1/2)	
	A類型	B類型	C類型	①設備投資	②売上減少
手続き	-	会計士・税理士による投資計画(投資利益率5%以上)の事前確認	認定支援機関による投資計画(①遠隔操作、②可視化、③自動制御化)の事前確認	認定支援機関による投資計画(労働生産性3%以上の向上)の事前確認	認定支援機関による売上高減少(前年同期比30%以上)の事前確認(※)
	工業会証明書の取得	投資計画の認定	投資計画の認定	工業会証明書の取得	-
	経営力向上計画の認定	経営力向上計画の認定	経営力向上計画の認定	先端設備導入計画の認定	-
対象資産	R3.3.31までに事業供用した設備	R3.3.31までに事業供用した設備	R3.3.31までに事業供用した設備	R5.3.31までに事業供用した設備	令和3年度の課税対象資産(土地を除く)
機械装置	160万円以上/10年以内	160万円以上	160万円以上	160万円以上/10年以内	○
工 具	測定・検査工具 30万円以上/5年以内	30万円以上	30万円以上	測定・検査工具 30万円以上/5年以内	○
器具備品	30万円以上/6年以内	30万円以上	30万円以上	30万円以上/6年以内	○
付属設備	60万円以上/14年以内	60万円以上	60万円以上	60万円以上/14年以内	○
ソフトウエア	設備稼働状況に係る情報収集機能を有するもの 70万円以上/5年以内	70万円以上	70万円以上	×	×
構築物	×	×	×	120万円以上/14年以内	○
事業用家屋	×	×	×	取得総額300万円以上の先端設備を設置するものに限る(120万円以上)	○

(※)令和3年度については、令和2年2月から10月までの任意の3ヵ月の売上が、**前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2軽減**され、**50%以上減少した場合は全額免除**されます。

## (2) 納税猶予の特例及び申告・納付期限の延長

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期比で概ね20%以上減少し、かつ、一時の納税が困難な場合には、納税猶予の特例を受けることができます。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税が対象となり、特例猶予を受けるには納期限までに申請が必要です。

現行制度	特 例
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一定の期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予</li> <li>●原則として、担保の提供が必要</li> <li>●延滞税あり(年1.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年2月以降の一定期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期比で概ね20%以上減少した場合に最長1年間納税を猶予</li> <li>●担保は不要</li> <li>●延滞税は免除</li> </ul>

また、新型コロナウイルスの影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により申告・納付期限の個別延長が認められています。

## (3) 欠損金の繰戻還付の適用対象拡充

資本金1億円以下の中小企業に限り適用される欠損金の繰戻還付の適用対象が、**資本金10億円以下の中堅企業に拡大**されています。

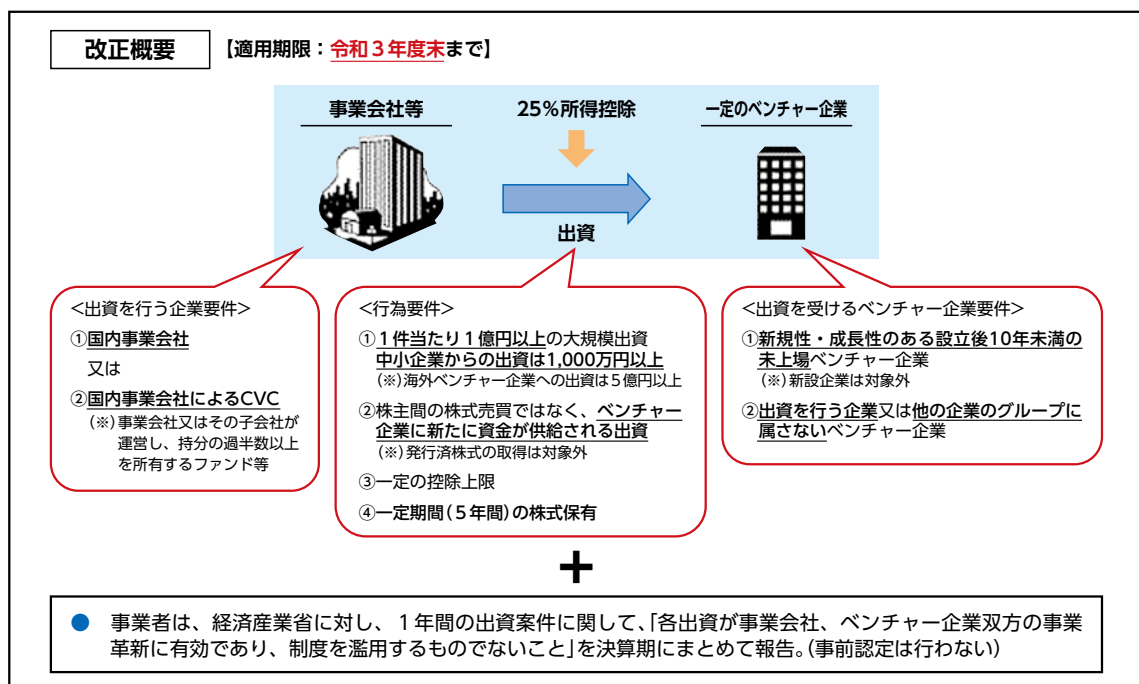
## 2. 【創設】オープンイノベーション促進税制の創設

イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、ベンチャー企業に対する出資について新たな税制が設けられ、対象法人(注<sup>1</sup>)が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式(注<sup>2</sup>)を取得した場合には、その取得価額の25%の所得控除ができるようになりました。

(注<sup>1</sup>)対象法人とは、青色申告法人で、社外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいいます。

(注<sup>2</sup>)特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定期間活動に資する事業を行う内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る)又はこれに類する外国法人の株式のうち、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいいます。

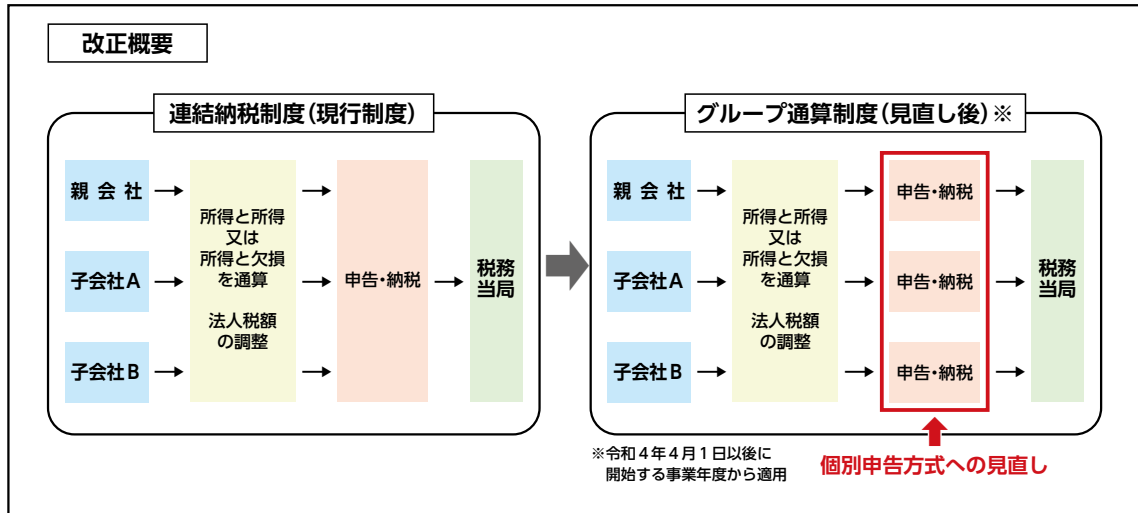
対象法人は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告します(事前認定はありません)。



### 3. [変更・拡充] 連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)

連結納税制度は、企業グループ全体を1つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する制度で、平成14年に創設されましたが、税額計算が煩雑であり、1社の処理の修正が企業グループ全社に影響する等、適用のハードルが高い制度でした。

そこで、企業グループ内で損益を通算できる仕組み等は維持しつつ、制度の簡素化が図られました。新制度では通常の法人税申告と同様に、企業グループに属する各法人が個別に申告・納税を行うこととなります。抜本的な改正であることから、名称も連結納税制度から「グループ通算制度」に変更されます。新制度の概要は以下のとおりです。



#### <グループ通算制度の概要>

適用時期	令和4年4月1日以後に開始する事業年度から																				
適用法人	親法人及びその親法人による完全支配関係がある子法人の全て(親子ともに内国法人に限る)																				
承認申請書の提出期限	グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3ヵ月前の日※ ※通算法人(親法人及び子法人)の全ての連名で承認申請書を提出																				
子法人の事業年度	親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度																				
損益通算 (赤字法人の欠損金額の取扱い)	<p>以下のとおり、企業グループ全体で損益通算を実施</p> <p>&lt;黒字法人&gt; 赤字法人の欠損金額の合計額を黒字法人の所得金額で按分し、損金として算入</p> <p>&lt;赤字法人&gt; 黒字法人での上記損金算入額を赤字法人の欠損金額で按分し、益金として算入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通算前</th> <th>損金算入額</th> <th>益金算入額</th> <th>通算後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社 所得 500</td> <td>▲250(※1)</td> <td></td> <td>A社 所得 250</td> </tr> <tr> <td>B社 所得 100</td> <td>▲50(※2)</td> <td></td> <td>B社 所得 50</td> </tr> <tr> <td>C社 欠損 ▲50</td> <td></td> <td>50(※3)</td> <td>C社 欠損 0</td> </tr> <tr> <td>D社 欠損 ▲250</td> <td></td> <td>250(※4)</td> <td>D社 欠損 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 欠損合計▲300×500÷所得合計600            ※2 欠損合計▲300×100÷所得合計600            ※3 損金算入額合計300×▲50÷欠損合計▲300            ※4 損金算入額合計300×▲250÷欠損合計▲300</p>	通算前	損金算入額	益金算入額	通算後	A社 所得 500	▲250(※1)		A社 所得 250	B社 所得 100	▲50(※2)		B社 所得 50	C社 欠損 ▲50		50(※3)	C社 欠損 0	D社 欠損 ▲250		250(※4)	D社 欠損 0
通算前	損金算入額	益金算入額	通算後																		
A社 所得 500	▲250(※1)		A社 所得 250																		
B社 所得 100	▲50(※2)		B社 所得 50																		
C社 欠損 ▲50		50(※3)	C社 欠損 0																		
D社 欠損 ▲250		250(※4)	D社 欠損 0																		
通算法人のいずれかが修正申告や更正請求をした場合の影響	通算法人のいずれかで修正が行われた場合、所得金額や欠損金額の増減は、原則として当該法人において処理(当初申告で行った損益通算の結果には影響を及ぼさない)																				

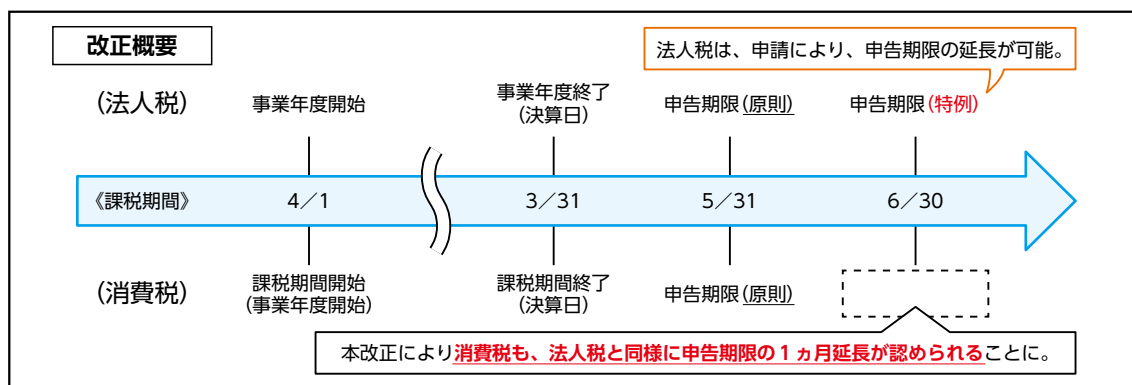
## 4. 【創設】消費税の申告期限の延長の特例の創設

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、今般の改正により、消費税についても、申告期限の1ヵ月延長が認められることになりました。

法人税と消費税の申告は原則として、決算日から2ヵ月以内に行う必要があります。法人税は申請により申告期限を1ヵ月延長できるのに対し、消費税には延長特例がありませんでした。

法人税申告と消費税申告は密接に関係することから、法人税の申告期限を延長したとしても、消費税申告のために法人税の申告調整を2ヵ月以内に終わらせる必要があり、時間外労働や休日出勤を余儀なくされるケースや、消費税の申告後に法人税の申告調整が発生したことにより消費税額が変動し、消費税の修正申告等を行わなければならないケースがありました。

そこで、法人税の申告期限の延長特例を受ける法人が、消費税の申告期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その届出書を提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の申告期限を1ヵ月延長することにしました。



## 5. 【変更】その他の改正

### (1) 事業承継税制に係る継続届出書の添付書類の省略

経営承継期間経過後に提出する継続届出書には、認定承継会社の貸借対照表・損益計算書の添付が求められていましたが、令和2年4月1日以後に提出する継続届出書については、貸借対照表・損益計算書の添付が不要となります。

### (2) 企業版ふるさと納税制度の拡充・延長

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、その支出した寄附金額の60%(現行30%)を法人住民税・事業税から税額控除します。法人税における寄附金の損金算入による税効果30%と合わせると、最大で寄附金額の90%が戻ります。

### (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の見直し

常時使用従業員数の要件が500人以下(現行：1,000人以下)に引き下げられていますので注意が必要です。適用期限が2年間(令和4年3月31日まで)延長されています。

(出典・参照) 令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について(経済産業省)  
([https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/pdf/zeiseikaisei.pdf))  
税制上の措置の各項目の説明資料(財務省)  
([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku\\_shiryou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku_shiryou.pdf))

(公認会計士・税理士 有田賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。  
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>